

【ポイント案内】実務経験の証明について

第二種電気工事士の免状取得後、3年以上の実務経験で認定電気工事従事者認定証を取得したい場合に必要「実務経験証明書」を作成するにあたって特に注意していただきたいポイントについて説明します。

<ポイント1>「3年以上の実務経験」とは

→第二種電気工事士免状取得後、対象となる電気工事に従事した正味の従事期間が3年以上必要ということです。

【注意】免状取得後3年以上が経過したという意味ではありません。

【注意】雇用期間が3年以上という意味ではありません。

<ポイント2>「対象となる電気工事」とは

→第二種電気工事士が従事できる工事であり、原則的には「一般用電気工作物の電気工事」が該当します。また、最大電力が500kW以上の自家用電気工作物で、電気主任技術者の監督のもとに行った電気工事については対象となります。

【注意】一般用電気工作物とは、建物自体が低圧受電している場合の電気工作物であり、概括的には、一般家庭、商店等の屋内配電設備等が該当します。

【注意】高圧受電している施設（ビル、工場等）の中の低圧部分は自家用電気工作物に該当し、「一般用電気工作物」ではありませんので対象外です。

【注意】最大電力500kW未満の自家用電気工作物は対象になりませんので、最大電力を確認してください。

<ポイント3>「正味の従事期間」とは

→実際に電気工事に従事した正味の日数を積算した期間になります。

【注意】工事の着工から完成までの期間ではありません。

※詳細は電力安全課にお問い合わせください。

また、申請に当たっては、審査をスムーズに進めるため、申請前に電力安全課に連絡してください。

【注意】本申請において実務経験証明書が不備の場合、証明印の取り直しや申請書を一式返送することになる場合があります。

※「認定講習修了者」は、実務経験証明書が無くても、認定申請が可能です。

「認定講習」の開催情報や申込み方法等については、講習実施期間「一般財団法人電気工事技術講習センター」のホームページよりご確認ください。

<https://www.eei.or.jp/>

【問い合わせ・連絡先】※電力安全課にご連絡ください

<https://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/about/telephone/index.html>